

政令第三百三十八号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 石田 真敏
法務大臣 山下 貴司
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 柴山 昌彦
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十九号

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の七（同法第百十三条の十六第三項において準用する場合を含む。）、漁業災害補償法（昭和三十三年法律第五十八号）第百三十四条及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁船損害等補償法施行令の一部改正）

第一条 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項第九号及び第十号並びに第十六条第一項第八号及び第九号中「全損し、又は委付された」を「全損した」に改める。

第十六条の七、第十七条、第二十条及び第二十八条中「第百二十六条の七」を「第百二十六条の六」に改める。

第三十一条第二項中「、第百二十四条並びに第百二十六条の六」を「並びに第百二十四条」に改め、同項の表第百十一条の三の項を次のように改める。

第百十一条の三	漁船保険の保険の目的たる漁船	第百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては保険の目的たる漁獲物及びその製品、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては保険に係る同号に規定する小型の船舶の運航
農林水産省令		任意保険事業に係る保険約款

第三十一条第二項の表第百十一条の三及び第百二十六条の六第二項の項及び第百二十六条の六第一項の項を削る。

（漁業災害補償法施行令の一部改正）

第二条 漁業災害補償法施行令（昭和三十三年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条 第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

（森林組合法施行令の一部改正）

第三条 森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第八條第二項の項中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改め、同表第十三條第二項の項中「以下」を「次項において」に改め、同表第二十二條の項中「森林組合法第十五條第五項」を「同法第十五條第五項」に、「とき又は」を「とき、又は」に、

倉庫証券	倉荷証券
第十三條第一項	森林組合法第十五條第一項

を「第十三條第一項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「、貨物引換証」を削り、「船荷証券」の下に「、複合運送証券」を加える。

（船舶登記令の一部改正）

第五条 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六百九十九條第一項」を「第六百九十七條第一項」に、「第三十五條本文」を「第三十五條第一項本文」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

2 この政令の施行の日前に成立した漁業災害補償法に基づく漁業施設共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

法務大臣 山下 貴司
厚生労働大臣 根本 匠
農林水産大臣 吉川 貴盛
内閣総理大臣 安倍 晋三

関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四十号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項から第五項まで及び第五十条の規定、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八條の規定、関税暫定措置法（昭和三十三年法律第三十六号）第七條の三第一項ただし書、同条第六項及び同法第七條の六第五項において準用する同法第七條の三第四項、同法第七條の三第七項（同法第七條の五第二項、第七條の六第六項及び